

# **宮城** 運営規定

|       |            |
|-------|------------|
| 第 1 章 | 総則         |
| 第 2 章 | 会員登録       |
| 第 3 章 | 会員の権利義務    |
| 第 4 章 | 車両／出品落札    |
| 第 5 章 | 取引         |
| 第 6 章 | オークション参加規定 |
| 第 7 章 | ウェブ関連      |

## 第1章 総則

### 第1条 名称

宮城県中古自動車販売商工組合が運営主催するオークションをJ U宮城オートオークションと称する。

### 第2条 目的

本規約は、宮城県中古自動車販売商工組合（以下J U宮城と称す）が開催するオークションに関し、J U宮城とオートオークション参加会員の相互権利義務の定めにより、公正で厳正な運営により、この事業促進を期し中古自動車業界に発展寄与することを目的とする。

### 第3条 所在地

J U宮城オートオークション会場及び事務所を宮城県黒川郡大和町吉田字下檜木 81-4 に置く。

J U秋田サテライト会場及び事務所を秋田県秋田市御所野湯本 1-1-1 に置く。

### 第4条 会員登録

J U宮城は、オートオークションへの参加資格を認めたものを会員登録し、会員登録されたものはオートオークションに参加できる。

但し、サテライト会場会員は一部制限される。

### 第5条 取引方法

J U宮城における出品車の売買契約取引は、ポス&コンピューターシステム及び映像システム等を使い競売方法によって行うものとし、会員はこのシステムによる取引結果を厳守しなければならない。

J U宮城は、会員の利便性を図る為にオークション流通サービスを提供し取引できるものとする。

### 第6条 データ所有権

J U宮城が保有するデータ及び作成データの知的所有権・使用権はJ U宮城専属的に帰属するものであり、また第三者がJ U宮城に許可無くこれを転載や再利用することを禁止する。

### 第7条 情報の開示

J U宮城は、中古自動車流通促進の為、J U宮城におけるオークションデータを利用し開示・情報提供することができる。会員は、J U宮城が行うデータの利用に関して同意することとする。

### 第8条 決済

J U宮城は、車両代及びその他に発生する代金について、J U宮城の定める期間内に支払うものとする。

### 第9条 契約解除（参加登録解除）

会員登録されたもので、J U宮城の会員としてふさわしくないと判断した場合に、J U宮城は会員の参加登録を解除することができる。

## 第10条 秘密保持

会員は、J U宮城に関連・付随して知り得たJ U宮城の技術上、営業上秘密情報及び特定の個人のプライバシーに属する事柄を一般顧客を含む第三者に対して開示または漏らしてはならない。

## 第11条 運営上の免責

J U宮城オートオークションにおいて、コンピューターや設備等の故障、その他不測な事態により運営が出来ない場合には、これによる損害については、J U宮城はその賠償責任を負わないものとする。

## 第12条 天災等による車両損害

J U宮城に搬入された車両について、天災（地震・台風・水害・雹害等）及びその他J U宮城の責に帰すことの出来ない事由によって車両に損害が生じた場合には、J U宮城は損害賠償の責任を負わないものとする。

## 第13条 紛争の仲裁

J U宮城はオークション運営に関連して発生した会員間の紛争について和解を勧告することができる。オークション取引上の紛争について、J U宮城は出品店或いは落札店に対して、本規約に基づき公正な立場で和解勧告し、もしくはその都度、紛争当事者にJ U宮城裁定委員会の仲裁に従うよう勧告するものとする。

会員は、J U宮城裁定委員会が示した裁定を十分尊重しなければならない。

## 第14条 準拠法、合意管轄裁判所

本契約は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈及び適用されるものとし、J U宮城と会員との間に紛争の解決が出来ない場合、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第15条 施行

この規約は、平成29年4月1日より施行

改正記録 平成30年12月1日 一部改正

改正記録 令和7年4月4日 一部改正 施行

# 第2章 会員登録

## 第1条 会員資格

J U宮城オートオークションへの参加資格は、下記条件を有するもので、J U宮城が参加を認めた会員であるものとする。

1. J U宮城の組合員、協会員、AA会員に登録されている。
2. J U中販連メンバーに登録されている。
3. サテライト会場（連携）の登録会員
4. 日本自動車販売協会連合会に登録されているディーラー業者
5. 中古自動車取扱い古物許可証を認可されている専業者

- (ア) 常設の事務所、展示場または整備工場を有し、営業を営むもの
- (イ) その他、参加資格を認められる J U 宮城が承認した業者

## 第 2 条 登録契約の更新

1. J U 宮城が定める期間に更新手続きをしなければならない。
2. 登録会員が更新手続きをしない場合は、J U 宮城の契約を解除することができる。
3. 登録会員が、J U 宮城に対して、契約の解除の申込みをすることで会員登録を解約することができる。

## 第 3 条 ポスカード

1. J U 宮城が会員登録契約をした各会員に対し、1 社につき 1 枚のポスカードを交付する。ポスカードを携帯しなかった会員等は J U 宮城から当日限りの有効の仮ポスカードを有料にて交付を受けることができる。
2. 当該ポスカードは、入場時に受付登録を完了したカードのみ応札有効とし、未登録の場合、応札不可とする。
3. 会員は自己または従業員が交付を受けたポスカードを慎重に取り扱わなければならない。当該ポスカードを使用して行われた自己または従業員もしくは第三者についての全ての行為の結果に対して、J U 宮城に責任を負わなければならない。
4. 交付を受けたポスカードを第三者に貸与することは禁止とする。

## 第 4 条 メンバーカード登録会員証

1. J U 宮城はオークション参加を認められた会員の従業員（以下、会員という）に対しメンバーカード登録会員証を交付する。  
但し、古物営業法に基づく行商従業者証を取得されているものに限る。
2. 会員は、J U 宮城に参加登録されている会員に変更等が生じた場合、速やかにその旨を J U 宮城に届け出の上、旧メンバーカードを返却しなければならない。
3. 会員等は、メンバーカードを身分証明書として常に携帯し、胸章として使用しなければならない。
4. 会員は自己又は従業員が交付を受けたメンバーカードを慎重に取り扱わなければならない。当該メンバーカードを使用して行われた自己又は従業員もしくは第三者の全ての行為結果に対して J U 宮城に責任を負わなければならない。

## 第 5 条 ポスカードまたはメンバーカードの紛失

1. 会員等は、ポスカード又はメンバーカードを紛失または破損した場合、発行手数料を J U 宮城に支払って再発行を求めることができる。
2. 会員等は、過失によるポスカード又はメンバーカードの紛失もしくは管理不履行の結果、J U 宮城または他会員に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

## 第 6 条 使用者責任または連帯責任

1. 会員は自己の従業員がオークションに参加して行った全ての取引行為または不法行為に対し、J U 宮城及び他の会員に対し民事責任を負わなければならない。
2. J U 宮城と会員の契約において、会員責任を連帯責任した保証人は J U 宮城に対し誠実に連帯責任を履行しなければならない。

3. メンバーカード及ポスカードの紛失・盗難等で第三者による悪用があった場合に生ずる金銭を含む一切の責任は全て紛失者の責任とする。
  - ① ポス席を離れる場合は、必ずポスカードは携帯するものとし、ポスカードを差し込んだまま席を離れ、第三者に使用された場合でも全てポスカード登録会員の責任とする。

## 第7条 契約解除

J U U宮城は会員に下記の事由があるときは予め勧告することなく、当該会員のJ U宮城への登録参加を解除することができる。

1. 会員が本規約に定められた義務を遵守せず、またはJ U宮城に対する責務の履行を怠った場合。
2. 会員が所定の期限までに買受け車両代金を支払わない場合。
3. 会員が買受車両の支払を再三に渡って延滞した場合。
4. 会員が銀行取引停止処分を受けた場合。
5. 会員が差押・民事再生手続き開始・会社整理・会社更正・特別清算等の法的破たん処理の申立てを受け、または自ら申立てを行った場合。
6. 会員がJ U中販連オークションメンバーでなくなった場合。
7. 会員の連帯保証人がその地位を辞任した場合。

## 第8条 任意の脱会

会員が任意に会員登録契約解除し退会する場合において、J U宮城に対し責務等がある場合、精算完了後に契約解除し退会できるものとする。

# 第3章 会員の権利義務

## 第1条 会員の権利

会員はJ U宮城が運営するオークションやその他の付随する流通サービスに車両を出品し落札することができる。但し、その他の流通サービス及び提携するオークションへの参加は別に規約をもって定めるものとする。

## 第2条 会員の義務

会員は、本規約並びに付随する諸規約を遵守しなければならない。

会員は、オークションへの参加に際して、他の参加者への迷惑行為やオークションの運営を阻害する行為並びに秩序を乱す行為をしてはならない。

## 第3条 会員権利の制限

1. J U宮城は参加する会員に対して、取引条件及び取引における与信限度額を設定することができる。
2. 会員が出品し違法行為等が介在する車両及び移転書類を取扱いした場合、J U宮城の判断により会員権利を制限することができる。

#### 第4条 禁止行為

会員は、下記に定める行為をしてはならない。

1. 出品車両をオークションによらず談合によって自ら談合する行為。
2. 出品車両を出品店自らが競り上げる行為、及びそれに類似する行為。
3. 出品車両を出品店依頼の上、他会員が競り上げる行為。
4. 事務局・調整室・商談コーナーに許可なく立ち入る行為。
5. メンバーカード未着用で会場内や敷地内に立ち入る行為、及び同伴する行為。
6. J U宮城オークション開催日当日にJ U宮城が認めてない第三者を同伴する行為。
7. 落札車両の名義人に許可なく連絡する行為。
8. その他この規約に違反する行為。

#### 第5条 罰則

会員は、本契約その他J U宮城が定める規則に違反した場合、J U宮城は当該会員に対して下記罰則を課することができる。

1. オークション参加制限
  - ① 入場制限
  - ② 取引制限
2. 強制退会
3. ペナルティの支払
4. J U中販連グループへの勧告報告

### 第4章 車両／出品落札

#### 第1条 出品店の申告義務

会員は、車両を出品するに際して、その仕様・品質・瑕疵箇所を誠実に申告しなければならない。

#### 第2条 出品申込み

車両出品申込みは、出品申込用紙に所定事項を正確かつ誠実に記入し、誤記入や漏れ等がないよう記入を行うものとする。虚偽の記載や申告漏れ誤記入等によって発生する問題全ての責任は出品店が負うものとする。当会場による代筆記入間違いについても全て出品店責任とし、競り前までに確認を行うものとする。

#### 第3条 出品車両搬入

1. 車両搬入の際は、車両受付窓口の指示の上、指定場所に駐車すること。
2. 搬入車両は、J U宮城オークション出品車に限る。
3. 出品店は、出品申込書をダッシュボードの上にのせ、出品車両を搬入すること。

#### 第4条 車両搬出

1. 出品流札車及び落札車両は、オークション開催日の翌週月曜日までに搬出するものとする。
2. 第1項が遵守されない長期残留車及び放置車両には、警告通知の上、ペナルティを科する。

3. J U宮城（秋田サテライト会場含む）が発行する車両搬出券を提出した上で、搬出を認める。

## 第5条 車両の保管義務

1. J U宮城は、出品、流札された車両及び落札車両を第4条1の範囲内で保管するものとする。
2. 搬出期限を過ぎた車両については、J U宮城は一切の責任を負わないものとする。
3. 出品車両及び落札車両をJ U宮城が保管中に自然災害によって損害を被った場合、J U宮城は損害賠償の責任を負わないものとする。

## 第5章 取引

### 第1条 参加条件

オークションへの参加は、J U宮城オークションシステムを十分理解していることを条件とする。

### 第2条 出品車の調整及び調整人権限

1. セリ機の操作及び調整人は、J U宮城職員又はJ U宮城が認めたものが行う。
2. スタート価格、希望価格は出品申込書に記入又はセリ前迄に申告するものとする。
  - ① 出品店調整室での申告は、調整のトラブルを招く恐れがあります。
3. 調整は、調整室において出品店が調整人に申し出て行うものとし、出品店が不在の場合、希望価格の下2万円で売切り処理をすることができる。
4. 外部調整申告の場合、調整人はスタート行為をするだけとする。
5. 出品店控え室及び調整室付近での携帯電話の使用を禁止とする。
6. 出品車両の訂正はセリ前に事前に訂正用紙に記入の上、申告するものとする。

\*出品店価格調整室での訂正は禁止致します。

### 第3条 商談

1. 会員が流札車両の購入を希望する場合は、オークション開催中に商談申込みすることができる。
2. 商談受付は、ポス席又はFAXで受付するものとする。
3. 申込み会員の取引状況、条件により商談を断ることがある。
4. J U宮城商談規定に準じる。

## 第6章 オークション参加規定

### 第1条 オークション規約

J U宮城オートオークションにおける規約は下記に準じる。

1. J U中販連オートオークション統一ルール
2. J U中販連オートオークション検査基準
3. J U東北オークション統一運営マニュアル
4. J U宮城運営規定

## 第2条 J U宮城オークション運営規定

1. 出品店並びに落札店都合によるキャンセルの申立は、オークション当日当該車輛のセリ終了後60分迄に事務局窓口へ申し出るものとする。
2. 車検切れ（ナンバー付）及びJ U宮城オークション開催日の翌月末迄の車検残について
  - ①落札店は、オークション当日に限り抹消依頼をすることが出来る。  
その場合、出品店は書類提出期限内に抹消書類を提出しなければならない。
  - ②オークション当日に抹消依頼が無い場合、出品店は継続書類を提出するものとする。
  - ③車検残がオークション開催日より、翌月末迄の車両に限ります。
3. 還付請求権の譲渡通知及び自動車税相当額の後日精算について
  - ①還付請求権の譲渡通知書の取扱いは致しません。
  - ②移転登録後、同年度内に抹消登録された場合、落札店は抹消登録月の翌月5日迄に抹消謄本の写しを提出して下さい。出品店は、抹消登録月の翌月分から年度内残額相当分を落札店に支払うものとする。

## 第3条 オークション手数料

J U宮城オートオークション手数料は下記のとおり定める。

（消費税別）

|                                               |                       |
|-----------------------------------------------|-----------------------|
| 通常出品料                                         | 6,000 円               |
| 大型車両（大型相当車両含む）出品料                             | 10,000 円              |
| 完全ゼロ切りコーナー出品料<br>（但し、落札金額10万円以上の場合、通常手数料金となる） | 出品料 無料<br>成約料 5,000 円 |
| 当日出品料                                         | 8,000 円               |
| ゴールデン出品料                                      | 10,000 円              |
| ゴールデン出品料（ゴールデン3台出品以上の場合）                      | 8,000 円               |
| 通常成約料                                         | 8,000 円               |
| 大型車両（大型相当車両含む）成約料                             | 10,000 円              |
| 通常落札料                                         | 8,000 円               |
| 入札落札料（J U宮城ホームページから申込）                        | 9,000 円               |
| 入札落札料（場内ポス端末から申込）                             | 8,000 円               |
| 場内商談落札料                                       | 15,000 円              |

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 外部会員商談落札料               | 18,000 円 |
| 入札エントリー料（J U宮城ホームページから） | 無料       |

- 記念A Aの場合、手数料U Pする場合があります。
- サテライトコーナーはサテライト会場に準じる。
- 大型車両料金区分
  - ① 積載量5 t以上（車両総重8 t）
  - ② 全長8 mを超える車両
  - ③ 大型バス（乗車定員3 0人以上及び同サイズの車両等含む）
  - ④ 大型車両ナンバー登録
  - ⑤ 当商組が相当と判断した車両

## 第7章 ウェブ関連

### 第1条 掲載情報

J U宮城会員専用オークションサイトの掲載情報の著作権について、その全てはJ U宮城に帰属し、ウェブサイトに掲載される写真画像・車両情報・文字データ・その他全てにおいて著作権者の許可無き転載・転用を一切禁止するものとする。

### 第2条 J U宮城ウェブ参加登録会員

1. J U宮城が提供するJ U宮城会員専用オークションサイトへのログインパスワードは、1社につき一つを発行する。
2. 会員は、J U宮城より発行されたログインパスワードを厳重に管理し、使用による損害等の一切の責任は、発行された会員の責任とする。
3. 会員によるウェブ上からの入札登録・即落登録・価格変更等は、自己の責任でもってご利用下さい。

### 施 行

この規約は、平成29年4月1日より施行。

### 改 正

平成30年12月1日一部改正

令和7年4月1日 一部改正 施行

以上